

令和5年12月6日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和5年12月6日(水) 午前9時0分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	11番	隅岡 美子
12番	村井 勉	13番	渡邊美喜子
14番	尾崎 忠義		

1、欠席議員

10番 古川 幸義

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	土井 真誠
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
建設課主幹	喜田 浩希
産業課長	村井 崇一
消防長	青木 孝一
教育総務課長	竹田 光芳
生涯学習課長	谷口 賢司

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
事務局長補佐	大森 奉子
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時0分

議長（小川 保）

お早うございます。

古川 幸義 議員につきましては、今議会会期中、全ての会に欠席届が出ております。ご報告申し上げておきます。

一同、ご起立をお願い致します。礼。

ご着席下さい。

お早うございます。

議員各位には、ご多忙のところ定刻にご参集を頂きまして、誠に有難うございます。

それでは、ただ今より、令和5年第4回多度津町議会定例会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。丸尾 町長。

町長（丸尾 幸雄）

皆さん、お早うございます。

もう師走の声を聞きました。年月が経つのは早いものだと感じているところです。12月の声を聞いて、もうちょっと前に、おめでとうございませうという挨拶をしたような感じがしているところですけども、これからは、本格的な冬ということになります。今、議長も何か体調を壊されているような、お話を頂きましたけども、議員皆様方にもコロナだけではなくて、インフルエンザにも罹らないように、罹患しないように、お身体をご自愛されて、議員活動にご精励頂きたいと願っているところであります。

今日から12月定例会です。私どもの方から20議案、そして継続議案1件、提出させて頂いております。

忌憚のないご意見を頂戴致しまして、議案の議決をお願いしたいと思っております。どうかよろしくお願いを致します。

議長（小川 保）

ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、令和5年第4回多度津町議会定例会は成立を致しました。

これより、第4回定例会を開会致します。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、2番 氏家 法雄 君、8番 金井 浩三 君を指名致します。

日程第2. 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。議会運営委員会委員長、金井 浩三 君。

議会運営委員会委員長（金井 浩三）

会期の件でございますが、本日、12月6日より12月21日までの16日間とし、詳細については、議長の方でお諮りをお願い致します。

議長（小川 保）

はい、ご苦労様です。ただ今、議会運営委員会委員長発言のとおり、本定例会の会期は本日より12月21日までの16日間とし、日程については12月6日（水）本日、提案説明、7日から11日まで休会、12日（火）一般質問、13日（水）一般質問、14日（木）総務教育常任委員会、建設産業民生常任委員会、15日（金）総務教育常任委員会、建設産業民生常任委員会の予備日ということです。16日から20日までは休会と致します。21日（木）議案審議と致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

なお、一般質問者が10名となっており、12日（火）は、通告順で1番から7番まで、13日（水）は、通告順で8番から10番までと致したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日より12月21日までの16日間とし、先に言いました日程によることに決定致しました。

日程第3. 諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。監査委員より例月現金出納検査執行状況報告を受けております。

報告はタブレットに掲載しておりますので、朗読は省略を致します。

次に、委員長報告を行います。

委員会の結果報告はタブレットに掲載しておりますので、よろしくお願い致します。

11月20日に開催されました総務教育常任委員会の委員長報告を求めます。総務教育常任委員会委員長、中野 一郎 君。

総務教育常任委員会委員長（中野 一郎）

お早うございます。

総務教育常任委員会結果報告を行います。

令和5年11月20日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告します。

審議事項。

継続議案第 10 号、令和 4 年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について  
審議結果。

継続議案第 10 号について、委員、傍聴議員より、

- 一つ、9 月の一般質問では、まちの再生・高付加価値化促進事業に関して補助対象事業所が令和 3 年 6 月に屋根・外壁の修理で 600 万円と同年 12 月に別棟のゲストハウス化で 200 万円をクラウドファンディングで資金調達していたことを担当課長が知っていたか聞いた際に確認出来ていなかったということだったが、町長や副町長、町長公室長は知っていたのか。
  - 一つ、今回は補助率 9 割にも関わらず、制度がオープンなものではなかったが、一般の事業者が申し込みをする際に募集内容の問い合わせに対する Q & A を公表する対応をしていたのか。
  - 一つ、公募をする時に一番大事なのは公平性であり、募集に対する問い合わせに対して情報の格差がないように全ての事業者が Q & A をホームページなどで閲覧出来るような公平性を担保する制度をとっていなかったのか。
  - 一つ、町内には 970 程度の事業者があり、小売店舗は 150 程度あるが、補助事業に対する質問を公表する手段をとったのか。
  - 一つ、現地確認をしないでどうやって確認したのかを委員会で聞いたところ、他に重複する財源がないというのを確認した上で交付決定したと答えているが、確認方法について教えてもらいたい。また、虚偽の報告がないことが、ヒアリングだけで出来るのか。
  - 一つ、年がら年中で建物の工事をしており、色々な補助金の利用やクラウドファンディングをしている事業者なので、町民が納得するように要綱に記載された手続きである現地確認が必要だったのではないのか。
  - 一つ、クラウドファンディングの応援メッセージは当該事業者から依頼を受けて町が組織として関与したのか、町長が自ら個人的に原稿を書いて送ったのか。また、どういう手続きを経て出稿したのか教えてもらいたい。
  - 一つ、今回の補助事業は、事業者に対する周知期間が短かすぎると思うが、経緯を説明してもらいたい。
- その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、
- 一つ、町長や副町長、町長公室長の 3 人は、クラウドファンディングをしていたことは知っていた。
  - 一つ、要綱はホームページで公表していたので、申請者が窓口に来た時に申請書の書き方や要件などの説明をしている。

- 一つ、今回の補助では公平に閲覧出来る制度を作っていないが、担当者が全ての事業者に適切な補助の説明をしているので、公平性は担保されていると考えている。
- 一つ、事業者からの個別の質問を公表したということはない。
- 一つ、応募のあった 11 事業者は全てで現地調査をしていないが、提出された書類及び他に財源がないかなどのヒアリングをした上で申請の受付を行っており、事業者への聞き取りで虚偽の報告がないことを確認している。
- 一つ、申請時の現地調査はしていないが、補助事業の実績報告書に工事の前後の写真や見積書を提出してもらい、完成後に現地調査を行なって交付を確定している。
- 一つ、多度津の歴史・伝統・文化を生かした魅力のある「まちづくり」の事業にマッチしているので応援しているが、県の選挙管理委員会で法律に抵触しないことを確認し、特定の業者を町長が後押しする内容を避けた文書を町長公室で作って写真とともに提供した。
- 一つ、通常の補助事業は予算の範囲内で随時受付をしているが、今回は国の交付金を受けるには3月末に支出を完了することや実績報告を出して現地確認をする必要があり、8月10日から9月15日の受付期間で10月に交付決定をしないと工事期間が半年未満となるので、可能な限り早い設定とした。

以上のような答弁があり、審議の結果、継続議案第10号については、採決の結果、委員会として原案を認定した。以上、報告します。

議長（小川 保）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでにタブレットに掲載をしておりますので、朗読は省略を致します。

日程第4. 議案第1号、多度津町社会福祉施設設置条例の全部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備をお願い致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。健康福祉課長、富木田 君。

健康福祉課長（富木田 笑子）

お早うございます。

議案第1号、多度津町社会福祉施設設置条例の全部改正についての提案説明を申し上げます。

現在、多度津町社会福祉施設につきましては、昨年6月の新庁舎移転時に保健センターが健康福祉課に移転したことにより、同施設の管理を社会福祉法人 多度津町社会福祉協議会に委託しております。

今後、同施設の一部の事業について、指定管理者制度の導入を検討しており、施設の名称を住民に広く認知されている「多度津町町民健康センター」への変更や本条例の全面的な整備を行うため、全部改正するものでございます。

1ページをご覧ください。まず、条例の名称につきまして「多度津町社会福祉施設設置条例」から「多度津町町民健康センター設置条例」に改めるものでございます。

次に、各条文につきまして、第1条は町民健康センターの「設置」を、第2条はセンターの「名称及び位置」を、第3条はセンター内の「施設」を、第4条は「事業内容」をそれぞれ規定するものでございます。

2ページをご覧ください。第5条は「管理運営委員会の設置」を、第6条は「休館日及び開館時間」を定め、各施設の開館時間につきましては、8ページの別表第1にて規定しております。第7条は「入館又は使用の制限」を、2ページの下段から3ページにかけて、第8条は「使用の許可等」を、第9条は「使用料」を定め、各施設の使用料の額につきましては、9ページの別表第2にて規定しております。

第10条は「使用料の減免」を、第11条は「使用料の不還付」を、第12条は「原状回復の義務」をそれぞれ規定するものでございます。

4ページをご覧ください。第13条は「損害賠償」を、第14条は「指定管理者による管理」を、第15条は「指定管理者が行う業務」を、第16条は「指定管理者の指定の申請」を、4ページ下段から5ページにかけて、第17条は「指定管理者の指定」を、第18条は「事業報告書の作成及び提出」を、第19条は「業務報告の聴取等」を、第20条は「指定の取消し等」を、第21条は「個人情報の取扱い」をそれぞれ規定するものでございます。

6ページをご覧ください。第22条は「利用料金」を、第23条は「利用料金の減免」を、第24条は「利用料金の不還付」を、第25条は「適用除外」を、第26条は「立入検査」を、第27条は「審議会」を、第28条は「委任」をそれぞれ規定するものでございます。

7ページをご覧ください。附則と致しまして、第1項で、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

関係条例の整備と致しまして、第2項で「多度津町行政組織条例」の一部改正として、同条例別表中、健康福祉課の事務分掌中第4号「社会福祉施設に関する事項」を「町民健康センターに関する事項」に改正するものでございます。

7ページ下段から8ページ上段をご覧ください。第3項で、同じく関係条例の整備

として「議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例」の一部改正として、第2条第16号中「社会福祉施設」を「町民健康センター」に改正するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第1号について、提案説明をさせていただきました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5. 議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第4号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第5号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第6号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第7号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備をお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長公室長、山内 君。

町長公室長（山内 剛）

議案第2号から議案第7号までの提案説明を申し上げます。

議案第2号から議案第5号までの改正は、本年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正法案が、去る10月20日に勧告どおり閣議決定され、可決・公布されました。

本町におきましても他の地方公共団体の改定措置等を考慮し、関係条例につきまして所要の改正を行おうとするものです。

改正の主な内容につきましては、議案第2号では「議会議員の期末手当」について、議案第3号では「特別職の職員の期末手当」について、議案第4号では「教育長の期末手当」について、国家公務員の給与改定に準じた特別職の給与法改正を受け、支給月数を年間で0.1ヶ月分引き上げようとするものです。

議案第5号では「一般職員の給与」について、今回の人事院勧告に基づく国の改正に準じて、官民格差等に基づく給与水準の改定のため、給与表を平均で1.1%引き上げるとともに、期末手当、勤勉手当について、それぞれ支給月数を年間0.05ヶ月分引き上げ、期末勤勉手当の合計額を年間4.5ヶ月とすることとし、これらの改正措置を令和5年4月1日に遡及して適用するものであります。

それでは議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。



改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。第1条関係でございますが、令和5年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の162.5に引き上げ分100分の10をプラスし、100分の172.5に改め、既に支給されている6月期分100分の162.5と合わせて、年間支給割合を100分の335とするものでございます。

1ページ下段から2ページ上段をご覧ください。第2条関係でございますが、令和6年度以降の期末手当の年間支給割合について、6月期と12月期に100分の335の半分、100分の167.5ずつ割り振り、6月期は100分の162.5から167.5に第1条で改正しました12月期を100分の172.5から167.5とし、年間支給割合は令和5年度と同様の100分の335とするものです。

2ページ中段からをご覧ください。附則としまして、第1項において施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で改正前の条例に基づき支給された期末手当は、第1条の規定による期末手当の内払いとみなすものと定めております。

続きまして議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。第1条関係でございますが、令和5年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の162.5に引き上げ分100分の10をプラスし、100分の172.5に改め、既に支給されている6月期分100分の162.5と合わせて、年間支給割合を100分の335とするものでございます。

1ページ下段から2ページ上段をご覧ください。第2条関係でございますが、令和6年度以降の期末手当の年間支給割合について、6月期と12月期に100分の335の半分、100分の167.5ずつ割り振り、6月期は100分の162.5から167.5に第1条で改正しました12月期を100分の172.5から167.5とし、年間支給割合は令和5年度と同様の100分の335とするものです。

2ページ中段からをご覧ください。附則と致しまして、第1項において施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で改正前の条例に基づき支給された期末手当は、第1条の規定による期末手当の内払いとみなすものと定めております。

続きまして議案第4号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。第1条関係でございますが、令和5年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の162.5に引き上げ分100分の10をプラスし、100分の172.5に改め、既に支給されている6月期分100分の162.5と合わせて、年間支給割合を100分の335とするものでございます。

1ページ下段から2ページ上段をご覧ください。第2条関係でございますが、令和

6年度以降の期末手当の年間支給割合について、6月期と12月期に100分の335の半分、100分の167.5ずつ割り振り、6月期は100分の162.5から167.5に第1条で改正しました12月期を100分の172.5から167.5とし、年間支給割合は、令和5年度と同様の100分の335とするものです。

2ページ中段からをご覧ください。附則としまして、第1項において施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で改正前の条例に基づき支給された期末手当は、第1条の規定による期末手当の内払いとみなすものと定めております。

続きまして議案第5号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

1ページから2ページをご覧ください。期末手当の改正でございます。第19条第2項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の令和5年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の120に引き上げ分100分の5をプラスし、100分の125に改め、既に支給されている6月期分100分の120と合わせて、年間支給割合を100分の245とするものでございます。

第19条第3項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の令和5年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の67.5に引き上げ分100分の2.5をプラスし、100分の70に改め、既に支給されている6月期分100分の67.5と合わせて、年間支給割合を100分の137.5とするものでございます。

2ページ中段から3ページをご覧ください。勤勉手当の改正でございます。第20条第2項第1号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の令和5年12月期の勤勉手当について、現行の支給割合100分の100に引き上げ分100分の5をプラスし、100分の105に改め、既に支給されている6月期分100分の100と合わせて、年間支給割合を100分の205とするものでございます。

第20条第2項第2号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の令和5年12月期の勤勉手当について、現行の支給割合100分の47.5に引き上げ分100分の2.5をプラスし、100分の50に改め、既に支給されている6月期分100分の47.5と合わせて、年間支給割合を100分の97.5とするものでございます。

次に給料表の改正ですが、4ページ上段から9ページ上段までにあります別表第1（第3条関係）の新旧対照表をご覧ください。

全ての号給について、給料月額を増額改定しようとするものでございます。

それぞれ、1,100円から12,000円の引き上げとなっております。

続きまして、第2条関係です。

9ページをご覧ください。期末手当と勤勉手当の6月期と12月期の支給割合の改正でございます。年間支給割合については、変更ありませんが、6月期と12月期の支給割合を改正するものです。第19条第2項の改正は、定年前再任用短時間勤務

職員以外の職員の令和6年度以降の期末手当の年間支給割合を第1条で改正しました6月期100分の120、12月期100分の125から、6月期と12月期に100分の122.5ずつ半分に割り振り、年間支給割合を令和5年度と同様の100分の245とするものです。第19条第3項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の令和6年度以降の期末手当の年間支給割合を第1条で改正しました6月期100分の67.5、12月期100分の70から6月期と12月期に100分の68.75ずつ半分に割り振り、年間支給割合を令和5年度と同様の100分の137.5とするものです。

10ページをご覧ください。第20条第2項第1号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の令和6年度以降の勤勉手当の年間支給割合を第1条で改正しました6月期100分の100、12月期100分の105から、6月期と12月期に100分の102.5ずつ半分に割り振り、年間支給割合を令和5年度と同様の100分の205とするものです。第20条第2項第2号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の令和6年度以降の勤勉手当の年間支給割合を第1条で改正しました6月期100分の47.5、12月期100分の50から、6月期と12月期に100分の48.75ずつ半分に割り振り、年間支給割合を令和5年度と同様の100分の97.5とするものです。

11ページをご覧ください。附則と致しまして、第1項において施行期日、第2項で第1条の適用日、第3項で第1条の規定による改正前の条例の規定に基づき支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすこと、第4項で適用者の在職基準日、第5項で、この条例の施行に関し、必要事項は規則で定めることとしています。

続きまして議案第6号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして提案説明を申し上げます。

今回の改正は、年度の途中で非常勤の特別職の職に就いた者及び年度の途中で非常勤の特別職の職を離れた者への報酬の支給方法について、日割計算で支給することについて規定するため、所要の改正を行おうとするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

1ページから3ページをご覧ください。第1条では、他の自治体の条例にならい、見出しを改正前の「目的」から「趣旨」に、根拠法についても改正前の「地方自治法第203条の2」から「地方自治法第203条の2第5項」に改正して、改正前では「次の各号に掲げる非常勤の職員」として、該当する職を列記しておりましたが、もともと本条例の別表第1に記載しておりましたので、改正後では「特別職の職員で非常勤のもの」に改めております。第2条第1項は、第1条の改正による字句の訂正を行い、第2項の年額で定める報酬の支給方法と第3項の日額で定める報酬の支給方法については、改正後の第4条で月額で定める報酬の支給方法と併せて規定するように改めております。

3ページ下段から4ページをご覧ください。第3条では、新たに報酬の支給方法に

ついて規定しています。第3条第1項では、報酬は、新たに特別職の職員となった日から、その職を離れたその日まで支給すること。第2項では、特別職の職員で関係官公署の職員のうちから任命され、又は委嘱されている者については、報酬を支給しないことができることを規定しています。第4条第1項では、改正前の第2条第3項で規定されていた日額で定める報酬の支給方法。第2項では、月額で定める報酬の支給方法。第3項では、改正前の第2条第2項で規定されていた年額で定める報酬の支給方法について規定しています。第4項では、年度の中で職に就いた者及び年度の途中で職を離れた者の報酬が年額又は月額で定められているものについては、日割計算により支給することを規定しています。第5項では、公務上の必要その他やむを得ない事情がある場合には、支給日及び支給額の計算方法について、別に定めることができることを規定しています。

4ページ下段から5ページをご覧ください。第5条は、改正前の第3条の内容と併せて、第1条の改正による字句の訂正を行っております。第6条は、この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が定めることとしております。

なお、附則と致しまして、第1項で本条例の施行期日、第2項で多度津町伝統的建造物群保存地区条例附則第2項で定める「伝統的建造物群保存地区保存審議会委員」の報酬について、多度津町伝統的建造物群保存地区条例附則第1項のただし書きに追加するように改正するものです。

続きまして議案第7号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして提案説明を申し上げます。

今回の改正は、地域プロジェクトマネージャーを会計年度任用職員として任用することとなり、月額25万円を上限と規定している会計年度任用職員の給与について、職務に特殊性がある場合の上限を規定するため、所要の改正を行おうとするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。第13条に新たに第5項を追加して、第1項から前項までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し町長が特に必要と認めるパートタイム会計年度任用職員の（月額）報酬につきましては、380,000円を限度として町長が別に定める。と規定するものでございます。

なお、附則と致しまして「この条例は、公布の日から施行する。」とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第2号から議案第7号までの6議案の提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6.議案第8号、多度津町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備をお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長、西山 君。

税務課長（西山 政有紀）

議案第8号、多度津町国民健康保険税条例の一部改正について提案説明をさせていただきます。

この度の改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）が令和5年5月19日に公布されたことにより、地方税法及び地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、本町の国民健康保険税条例の所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容としましては、国民健康保険税について、子育て世帯の経済的負担軽減などの観点から、世帯に出産する被保険者がいる場合において、出産被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割額及び均等割額の減額を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明をさせていただきます。

タブレットの1ページから4ページをご覧ください。第21条は、「国民健康保険税の減額」に関する規定で、第3項において出産被保険者が属する場合の所得割額及び均等割額の減額について、第1号では「基礎課税額の所得割額」、第2号では「基礎課税額の均等割額」、第3号で「後期高齢者支援金等課税額の所得割額」、第4号で「後期高齢者支援金等課税額の均等割額」、第5号で「介護納付金課税額の所得割額」、第6号で「介護納付金課税額の均等割額」について、それぞれの12分の1の額に、産前産後期間に係る該当月数を乗じて減額することを定めるものでございます。

4ページ中段から5ページをご覧ください。第22条の3は「出産被保険者に係る届出」に関する規定で、減額を受けるための届出に関する記載事項、添付書類、届出期間等の規定を定めるものでございます。

最後に、本改正条例の附則と致しまして、6ページから第1項では「この条例は、令和6年1月1日から施行する」と「施行期日」を、第2項では「適用区分」をそれぞれ規定するものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第8号、多度津町国民健康保険税条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7. 議案第9号、多度津町立教育施設使用条例の一部改正について、議案第10号、多度津町民会館条例の一部改正について、議案第11号、多度津町総合スポーツセンター設置条例の一部改正について、議案第12号、多度津町立水泳プール設置条例の一部改正について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備をお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。生涯学習課長、谷口 君。

生涯学習課長（谷口 賢司）

議案第9号から議案第12号までを一括して提案説明を申し上げます。

多度津町立教育施設使用条例、多度津町民会館条例、多度津町総合スポーツセンター設置条例及び多度津町立水泳プール設置条例に規定されるそれぞれの施設については、現在、公益財団法人 多度津町文化体育振興事業団を指定管理者として業務を行っており、その使用に係る料金については、それぞれの条例の規定に基づき収納しております。

この料金については、指定管理者と締結する基本協定書に指定管理者の収入とさせる旨を規定しておりますが、同条例にその規定が整えられていないことが判明したことから、その他の文言の不備への対応を含めた、それぞれの条例の一部の改正を行うものでございます。

まず議案第9号、多度津町立教育施設使用条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。アンダーラインの箇所が今回改正しようとするところでございます。「使用願書の提出」第1条文中の「多度津町立教育施設」の後に「（以下「教育施設」という。）」を追加し、「使用せん」を「使用しよう」に改めるものでございます。「使用願書の受理」第2条文中の「受理した」の後に「場合において、必要と認められる」を、また「意見を徴する」の後に「ことができる」を追加するものでございます。次に見出しの「使用の拒否」を「使用の不許可」に、また第3条文中の「一」を「いずれか」に改めるものでございます。次のページをご覧ください。次に同条第4号に「前条の規定により徴した学校長からの意見を参照し、学校用務に支障があると認められるとき。」を追加し、それに伴い、これまでの第4号を第5号に改めるものでございます。次に「使用料等」第4条文中の同条第1号から第3号までを削除し、同条第2項に「使用料等の額は、別表のとおりとする。」を同条第3項に「使用料等は、前納しなければならない。」を、見出し「（使用料等の減免）、第4条の2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、使用料等を減免することができる。」、同条の2第1号として「本町の教育関係団体、公共的団体又は社会福祉関係団体（以下「教育関係団体等」という。）が使用するとき。」、同

条の2第2号として「その他町長が特に必要と認めたとき。」を追加するもの  
でございます。次に第5条に見出し「使用料等の不還付」を追加し、同条中の「使  
用料等は前納とし、既納の料金は還付しない。」を「既に納付された使用料等は、  
還付しない。」に、「委員会」を「町長」に、「特別の事由」を「特別な理由」  
に改めるものがございます。次に第5条の2として見出し「利用料金」を追加し、  
「第5条の2 委員会は、多度津町公民館設置条例（昭和36年条例第164号。以  
下「設置条例」という。）第5条に基づき、設置条例第3条に規定する公民館の  
管理を指定管理者に行わせる場合において、公民館の利用に係る料金（以下「利  
用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。」  
を、また「同条の2第2項 利用料金の額は、別表に掲げる中央公民館及び地区  
公民館・分館の項に定める額を越えない範囲内において、指定管理者があらかじ  
め委員会の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとする  
ときも同様とする。」を、さらに第5条の3として見出し「利用料金の減免」を追  
加し、「第5条の3 指定管理者は、あらかじめ委員会が定める基準に従い、利  
用料金を減免することができる。」を、次のページをご覧ください。また第5条の  
4として見出し「利用料金の不還付」を追加し、「第5条の4 既に納付された  
利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者において特別な理由があると認め  
たときは、この限りでない。」を、また第5条の5として見出し「適用除外」を  
追加し、「第5条の5 第5条の2第1項の規定により指定管理者に利用料金を  
収受させる場合においては、第4条から第5条までの規定は、適用しない。」を、  
また第5条の6として見出し「指定管理者が行う業務」を追加し、「第5条の6  
設置条例第5条の規定により指定管理者に公民館の管理を行わせる場合における  
第1条、第3条、次条及び第7条の規定の適用については、これらの規定中「多  
度津町教育委員会」又は「委員会」とあるのは「指定管理者」とする。」を新た  
に追加するものがございます。次に第7条の見出し中の「取消」に送り仮名を追  
加し、同条中の「一」を「いずれか」に、また「取消し」を「取り消し」に、ま  
た「ただし、これがため」を「この場合において」に、さらに「責に任ぜない」  
を「責めを負わない」に改めるものがございます。次に別表（第4条）の後に  
「第5条の2」を追加するものがございます。

次のページをご覧ください。次に備考1文中の「屋内運動場（中点）運動場」を  
「屋内運動場（句点）運動場」に、また「教育関係団体、公共的団体、社会福祉  
関係団体」を「教育関係団体等」に改めるものがございます。次に備考2文中の  
「教育関係団体、公共的団体、社会福祉関係団体」を「教育関係団体等」に、ま  
た「2分の1」を「2分の1の額」に改め、また「10円未満の端数があるときは、  
これを切り捨てる」を削除するものがございます。次に備考3として「その他町  
長が特に必要と認めたときは、教育施設の使用料、照明料若しくは冷暖房料のい

ずれか又は全てを無料にすることができる。」を、備考4として「各学校の屋内運動場及び運動場について、半面のみを使用する場合は、使用料等は規定の額の1/2の額とする。」を、備考5として「本町以外の使用者の使用料は、使用料の5割を加算した額とする。」を追加するものでございます。次に備考「3」を「6」に改め、次のページをご覧ください。「1時間とする。」の後に「使用時間が30分の場合の使用料金等は、規定の額の1/2の額とする。」を追加するものでございます。次に備考7として「使用者から徴収する使用料等に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。」を追加するものでございます。

次に議案第10号、多度津町民会館条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。「目的」第1条の「町民会館」を「多度津町民会館（以下「町民会館」という。）」に改めるものでございます。次に「指定管理者による管理」第3条として、先ほどの第1条を改正するのに伴い、「多度津町民会館（以下「町民会館」という。）」を「町民会館」に改めるものでございます。また、この条例中に同条文中以外に地方自治法を根拠とする項目がないことから、「以下「法」という。」を削除するものでございます。

次のページをご覧ください。「指定管理者が行う業務」第4条第2項として「前条の規定により指定管理者に町民会館の管理を行わせる場合における第12条から第14条まで、第16条、第17条、第19条及び第21条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。」を追加するものでございます。次に「指定管理者の指定」第6条第3号の冒頭に「町民会館の」を追加するものでございます。次に「原状回復義務」第10条文中にある「第9条」を「前条」に改めるものでございます。

次のページをご覧ください。次に「損害賠償の義務」第11条文中の「その管理施設の整備」を「町民会館の設備」に改めるものでございます。次に「使用の許可」第12条文中の「多度津町民会館を「町民会館」に改め、「以下「会館」という。」及び「また」を削除し、「変更する」の前に「又は」を追加するものでございます。次に「使用の不許可」第14条文中の「一」を「いずれか」に、「会館」を「町民会館」に改め、同条第4号文中の「（句点）教育委員会」の「（句点）」を削除するものでございます。次に「使用料の納付」第15条文中の「使用の許可」の前に「町民会館の」を追加するものでございます。

次のページをご覧ください。次に「使用料の還付」に係る条文として、改正前には第20条で規定していた条文を整理のために削除し、第15条の2として「既に納付された使用料は、還付しない。ただし、町長において特別な理由があると認めるときは、その金額又は一部を還付することができる。」を追加するものでござ



います。次に見出し「利用料金」に関する条文として、第 15 条の 3「教育委員会は、指定管理者に町民会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。」また同条の 3 第 2 項「利用料金の額は、別表に定める額を越えない範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。」次に見出し「利用料金の不還付」に関する条文として第 15 条の 4「既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。」また見出し「適用除外」の条文として、第 15 条の 5「第 15 条の 3 第 1 項の規定により指定管理者に利用料金を收受させる場合においては、第 15 条及び第 15 条の 2 の規定は、適用しない。」を追加するものでございます。

次のページをご覧ください。次に「使用期間の制限」第 16 条文中の「会館」を「町民会館」に改め、「（句点）又は」の「（句点）」を削除するものでございます。次に第 19 条の見出し「使用許可の取り消し、停止」のうち「取り消しの送り仮名」を修正し、「（句点）停止」を削除、また同条文中の「一」を「いずれか」に、また「使用の停止」を「使用を停止し、」に改めるものでございます。次に第 20 条については、前述のとおり、条文の整理に伴って削除するものでございます。次に「特別の設備の使用」第 21 条文中の「会館」を「町民会館」に改めるものでございます。

次のページをご覧ください。次に「原状回復の義務」第 22 条文中の「会館」を「町民会館」に、「会館所属」を「町民会館」に、「設備その他」を「町民会館」に、「取り消し」を「取消し」にそれぞれ改めるものでございます。次に「使用者の損害賠償の義務」第 23 条文中の「会館」を「町民会館」に改めるものでございます。次に「個人情報の取扱い」第 25 条第 1 項及び第 2 項文中の「公の施設」を「町民会館」に改めるものでございます。

次のページをご覧ください。次に「審議会」第 26 条文中の「多度津町町民会館」の「町」一字を削除するものでございます。次に「別表（第 15 条）の後に「第 15 条の 3」を追加するものでございます。次に町民会館使用料金表の種別に「ホール」を追加するとともに「冷暖房」及び「付属設備及び器具」の料金を追加するものでございます。次に備考 1 文中の「9～22」を「9 時～22 時」に、「夜間使用」を「夜間の規定使用料」に改めるものでございます。

次のページをご覧ください。次に備考 2 文中の「町外居住者」を「本町以外の使用者」に改めるものでございます。次に備考 3 文中の「使用者が営業、宣伝その他入場料等」を「本町の使用者が営業若しくは宣伝のために使用し、又は入場料その他これに類するものを」に、また「所定の使用料」を「規定使用料」に改めるものでございます。次に備考 4 文中の「冷暖房料は、規定使用料及び超過使用料

の合算額の 50%の額とする。」を「本町以外の使用者が営業若しくは宣伝のために使用し、又は入場料その他これに類するものを徴収するときは、備考 2 及び 3 の規定にかかわらず、規定使用料を 40%増して算出した額を 50%増した額とする。」に改めるものでございます。次に備考 6 文中の「使用料」の前に「使用者から徴収する」を追加するものでございます。

次に議案第 11 号、多度津町総合スポーツセンター設置条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。「設置」第 1 条に改正前の第 2 条にある「目的」を溶け込ませて、冒頭に「住民及び町内に勤務するものの体育、スポーツの振興を図るとともにレクリエーションの場として地域住民の健康の増進に寄与することを目的として、」を追加するものでございます。また同条文中の「（句点）多度津町西港町 41 番地に」を第 2 条に溶け込ますために削除するものです。次に第 2 条に係る見出しの「目的」を「名称及び位置」に、また第 1 条の修正に伴い条文を「センターの名称及び位置は次のとおりとする。」に改めるものでございます。

次のページをご覧ください。また「第 1 号 名称 多度津町総合スポーツセンター、第 2 号 位置 多度津町西港町 41 番地」を追加するものでございます。次に第 3 条に係る見出しの「名称及び」を「センターの」に、また第 3 条文中の「名称及び」を「センターの」、また「次」を「別表第 1」と改め、第 1 号、第 2 号は削除するものでございます。次に「指定管理者が行う業務」第 5 条第 2 項として「前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における第 13 条及び第 16 条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。」を追加するものでございます。次に「指定管理者の指定」第 7 条第 3 号の冒頭に「センターの」を追加するものでございます。

次のページをご覧ください。次に「事業報告書の作成及び提出」第 8 条文中にある「2 箇月」を「（ひらがな）の 2 か月」に、また「第 9 条」を「第 10 条」に改めるものでございます。次に「損害賠償の義務」第 12 条文中の「その管理施設の整備」を「センターの設備」に改めるものでございます。次に「使用料等」の第 14 条第 1 号から第 5 号までを削除し、次のページをご覧ください。同条第 2 項として「センター使用料等（以下「使用料等」という。）の額は、別表第 2 のとおりとする。」また同条第 3 項として「使用料等は、前納しなければならない。」を追加するものでございます。次に第 14 条の 2 として見出し「使用料等の減免」を追加し、「第 14 条の 2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、使用料等を減免することができる。」、「第 1 号 本町の教育関係団体、公共的団体又は社会福祉関係団体（以下「教育関係団体等」という。）が使用するとき。」、「第 2 号 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に定める扶助を受けている者が使用するとき。」次のページをご覧ください。「第 3

号 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に定める身体障害者が使用する  
とき。」、「第 4 号 その他町長が特に必要と認めたとき。」を追加するもので  
ございます。次に「使用料等の還付」第 15 条文中にある「還付しない」を「（句  
点）還付しない」に、「教育委員会」を「町長」に、「特別の理由」を「特別な  
理由」に、また「全部」を「全額」に改めるものでございます。次に「利用料  
金」に関する条文として、見出し「利用料金」第 15 条の 2「教育委員会は、指  
定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指  
定管理者の収入として収受させることができる。」また同条の 2 第 2 項「利用料金の  
額は、別表第 2 に定める額を越えない範囲内において、指定管理者があらかじめ  
教育委員会の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとする  
ときも同様とする。」、次に「利用料金の減免」に関する条文として、見出し  
「利用料金の減免」第 15 条の 3「指定管理者は、あらかじめ教育委員会が定める  
基準に従い、利用料金を減免することができる。」、次に「利用料金の不還付」  
に関する条文として、見出し「利用料金の不還付」第 15 条の 4「既に納付された  
利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めたとき  
は、この限りでない。」また「適用除外」の条文として、見出し「適用除外」第  
15 条の 5「第 15 条の 2 第 1 項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる  
場合においては、第 14 条から第 15 条までの規定は、適用しない。」を追加する  
ものでございます。次に「使用の制限」第 16 条文中の「次の各号」の後に「のい  
ずれか」を追加し、「（句点）使用停止」を「（句点の削除の上）使用の停止」  
に、また「許可を取り消す」を「許可の取消しをする」に改め、また同条第 2 項  
文中の「委員会」を「教育委員会」に改めるものでございます。次に「個人情報  
の取扱い」第 20 条第 1 項及び第 2 項文中の「公の施設」を「センター」に改める  
ものでございます。次に別表第 2（第 14 条）の後に「第 15 条の 2」を追加する  
ものでございます。次に備考 2 文中の「教育関係団体、公共的団体、社会福祉関  
係団体、職域関係団体」を「教育関係団体等、生活保護法に定める扶助を受けて  
いる者又は身体障害者福祉法に定める身体障害者」に、また「とし、10 円未満の  
端数があるときは、これを切り捨てる」を「とする」に改めるものでございま  
す。次に備考 3 として「その他町長が特に必要と認めたときは、使用料、照明料若  
しくは冷暖房料のいずれか又は全てを無料にすることができる。」を、備考 4 と  
して「本町以外の使用者が使用するときは、規定使用料の 5 割を加算した額とす  
る。この場合において、野球場の規定照明料については、10 割を加算した額とす  
る。」を、備考 5 として「本町の使用者が入場料その他これに類するものを徴収  
するときは、規定使用料の 5 割を加算した額とする。ただし、体育館については  
適用しない。」を、備考 6 として「本町以外の使用者が入場料その他これに類す  
るものを徴収するときは、備考 4 及び 5 の規定にかかわらず、規定使用料の 10 割

を加算した額とする（ただし、体育館については規定使用料の5割を加算した額とする。）この場合において、野球場の規定照明料については、10割を加算した額とする。」を追加するものでございます。また、備考3を備考7に改め「使用時間が30分の場合の使用料等は、規定の額の1/2の額とする。」を追加するものでございます。また備考8として「使用者から徴収する使用料等に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。」を追加するものでございます。

次に議案第12号、多度津町立水泳プール設置条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。「目的」第1条文中の「法律第67号」の後に「以下「法」という。」を追加するものでございます。次に「名称及び位置」第2条文中の「名称」「位置」の前に、それぞれ「第1号」、「第2号」の表記を追加するものでございます。

次のページをご覧ください。次に「指定管理者による管理」第3条文中の「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」を第1条の追加修正に伴い、「法」に改めるものでございます。次に「指定管理者が行う業務」第4条第2項として「前条の規定により指定管理者に水泳プールの管理を行わせる場合における第12条、第13条及び第16条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。」を追加するものでございます。次に「指定管理者の指定」第6条の第3号の冒頭に「水泳プールの」を追加するものでございます。次に「原状回復義務」第10条文中にある「第9条」を「前条」に改めるものでございます。

次のページをご覧ください。次に「損害賠償の義務」第11条文中の「その管理施設の整備」を「水泳プールの設備」に改めるものでございます。次に「使用許可の取消し等」第13条文中の「（句点）又は」を「（句点の削除）又は」に、また「一」を「いずれか」に、「若しくは」を「（句点）又は」に改めようとするものです。さらに同条第2号、第5号に係る当該「句点」を削除しようとするものです。また同条第2項として「教育委員会が水泳プールの使用を許可した後において、使用者が前項の規定により損害を受けることがあっても教育委員会は、その責めを負わない。」を追加するものでございます。次に「使用料等の還付」第15条文中にある「還付しない」を「（句点）還付しない」に、「教育委員会は、規則に定める場合に限り還付することができる。」を「町長において特別な理由があると認めるときは、その全額又は一部を還付することができる。」に改めるものでございます。次に「利用料金」に関する条文として第15条の2「教育委員会は、指定管理者に水泳プールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。」また同条の2第2項

「利用料金の額は、別表に定める額を越えない範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。」、次に「利用料金の不還付」に関する条文として第 15 条の 3 「既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。」また「適用除外」の条文として第 15 条の 4 「第 15 条の 2 第 1 項の規定により指定管理者に利用料金を收受させる場合においては、第 14 条及び第 15 条の規定は、適用しない。」を追加するものでございます。次に「損害賠償」第 18 条第 3 項を削除するものでございます。次に「個人情報の取扱い」第 19 条第 1 項及び第 2 項文中の「公の施設」を「水泳プール」に改めるものでございます。

次のページをご覧ください。次に「別表（第 14 条）」の後に「第 15 条の 2」を追加するものでございます。

以上、議案第 9 号から議案第 12 号までの提案説明を申し上げました。

誠に簡単な説明ではございますが、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 8. 議案第 13 号、昭和天皇の大喪の礼の行われる日を職員の休日とする条例の廃止についてを議題と致します。

タブレットを準備下さい。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長公室長、山内 君。

町長公室長（山内 剛）

議案第 13 号、昭和天皇の大喪の礼の行われる日を職員の休日とする条例の廃止につきまして、提案説明を申し上げます。

本議案の昭和天皇の大喪の礼は、平成元年 2 月 24 日に行われており、その日を休日とする条例であることから、その目的を終えたものとして、本条例を廃止するものです。

なお、附則と致しまして、この条例は公布の日から施行するとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 13 号の提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩と致します。時刻は、10 時 30 分までと致します。

10 時 30 分開会です。

休憩 午前 10 時 13 分

再開 午前 10 時 30 分

議長（小川 保）

休憩前に引き続きまして、会議を再開します。

日程第 9. 議案第 14 号、令和 5 年度多度津町一般会計補正予算（第 4 号）を議題と致します。

タブレットの準備をお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、泉 君。

総務課長（泉 知典）

それでは議案第 14 号、令和 5 年度多度津町一般会計補正予算（第 4 号）について提案説明を申し上げます。

第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 95 億 8,380 万円に、歳入歳出それぞれ 1 億 2,070 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 97 億 450 万円とするものでございます。

第 2 条は、地方債の補正です。5 ページをお開き下さい。「第 2 表 地方債の補正」に記載してありますように、道路整備事業を 6,440 万円に、河川整備事業を 3,910 万円に、港湾整備事業を 4,430 万円に、教育施設整備事業を 660 万円に、保健体育施設整備事業を 1 億 1,250 万円に、それぞれ補正するものでございます。さて、この度の補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは総務費、民生費、土木費、教育費などとなっております。

歳入における増額補正の主なものは、地方交付税、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、町債など、減額補正は諸収入となっております。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

26 ページをお開き下さい。款 1. 議会費は 54 万 9 千円の増額補正により、1 億 1,272 万 7 千円に改めるもので、項 1. 議会費、目 1. 議会費の増額でございます。

28 ページをお開き下さい。款 2. 総務費は 1,557 万 3 千円の増額補正により、13 億 8,497 万 1 千円に改めるものでございます。項 1. 総務管理費は 564 万 8 千円の増額で、内訳としては、目 1. 一般管理費 691 万 1 千円を増額し、目 4. 会計管理費 8 万 9 千円、目 6. 企画費 117 万 4 千円をそれぞれ減額するものでございます。項 2. 徴税費は 762 万 5 千円の増額で、内訳としては、目 1. 税務総務費 100 万円、目 2. 賦課徴収費 662 万 5 千円をそれぞれ増額するものでございます。項 3. 戸籍住民基本台帳費は、目 1. 戸籍住民基本台帳費 230 万円の増額でございます。

30 ページをお開き下さい。款 3. 民生費は 5,099 万 4 千円の増額補正により、32 億 2,054 万円に改めるものでございます。項 1. 社会福祉費は 3,431 万 5 千円

の増額で、内訳としては、目1. 社会福祉総務費 494 万 7 千円、目2. 国民年金費 30 万円、目3. 老人福祉費 111 万 2 千円、目6. 社会福祉施設事業費 150 万円、目7. 障害者福祉費 2,645 万 6 千円をそれぞれ増額するものでございます。項2. 児童福祉費は 1,667 万 9 千円の増額で、内訳としては、目1. 児童福祉費 771 万 1 千円、目2. 児童保育費 476 万 8 千円、32 ページをお開き下さい。目5. 乳幼児福祉費 420 万円をそれぞれ増額するものでございます。

34 ページをお開き下さい。款4. 衛生費は 235 万 7 千円の増額補正により、8 億 2,345 万 8 千円に改めるものでございます。項1. 保健衛生費は 440 万円の減額で、内訳としては、目1. 保健衛生総務費 183 万 3 千円、目2. 予防費 266 万 5 千円、目4. 火葬場費 36 万 2 千円をそれぞれ減額し、目5. 環境保全費 46 万円を増額するものでございます。

36 ページをお開き下さい。項2. 清掃費は 675 万 7 千円の増額で、内訳としては、目1. 清掃総務費 40 万円、目3. じん芥処理費 635 万 7 千円をそれぞれ増額するものでございます。

38 ページをお開き下さい。款6. 農林水産業費は 120 万円の増額補正により、3 億 76 万 4 千円に改めるもので、項1. 農業費の増額でございます。内訳としては、目1. 農業委員会費 40 万円、目2. 農業総務費 50 万円、目5. 地籍調査費 30 万円をそれぞれ増額するものでございます。

40 ページをお開き下さい。款7. 商工費は 40 万円の増額補正により、9,339 万 6 千円に改めるもので、項1. 商工費、目1. 商工総務費の増額でございます。

42 ページをお開き下さい。款8. 土木費は 769 万 7 千円の増額補正により、10 億 71 万 7 千円に改めるものでございます。項1. 土木管理費は、目1. 土木総務費 590 万 4 千円の減額でございます。項2. 道路橋梁費は 825 万円の増額で、内訳としては、目2. 道路維持修繕費 500 万円、目3. 道路新設改良舗装費 265 万円、目4. 交通安全施設整備費 60 万円をそれぞれ増額するものでございます。項3. 河川費は 30 万円の減額で、内訳としては、目2. 河川改良費 10 万円を増額し、目3. 施設管理費 40 万円を減額するものでございます。項4. 港湾費は 430 万 8 千円の増額で、内訳としては、目1. 港湾管理費 8 千円、目2. 港湾建設費 430 万円をそれぞれ増額するものでございます。項6. 都市計画費は、目4. 公園事業費 134 万 3 千円の増額でございます。

44 ページをお開き下さい。款9. 消防費は 285 万円の増額補正により、3 億 5,557 万 1 千円に改めるもので、項1. 消防費、目1. 常備消防費の増額でございます。

46 ページをお開き下さい。款10. 教育費は 3,908 万円の増額補正により、13 億 2,761 万 7 千円に改めるものでございます。項1. 教育総務費は 141 万 7 千円の増額で、内訳としては、目1. 教育委員会費 10 万円、目2. 事務局費 131 万 7 千円を

それぞれ増額するものでございます。項 2. 小学校費は、目 1. 学校管理費 703 万 8 千円の増額でございます。項 3. 中学校費は 829 万 7 千円の増額で、内訳としては、目 1. 学校管理費 347 万 9 千円、目 3. 学校建設費 481 万 8 千円をそれぞれ増額するものでございます。項 4. 幼稚園費は、目 1. 幼稚園費 484 万円の増額でございます。項 5. 社会教育費は、目 1. 社会教育総務費 1,561 万 6 千円の増額でございます。項 6. 保健体育費は、目 2. 学校給食費 187 万 2 千円の増額でございます。

続いて、歳入についてご説明申し上げます。

12 ページにお戻り下さい。款 10. 地方交付税は 4,445 万 5 千円の増額補正により、22 億 3,893 万 8 千円に改めるもので、項 1. 地方交付税、目 1. 地方交付税の増額でございます。

14 ページをお開き下さい。款 14. 国庫支出金は 1,443 万 3 千円の増額補正により、11 億 6,148 万円に改めるものでございます。項 1. 国庫負担金は、目 1. 民生費国庫負担金 1,670 万 2 千円の増額でございます。項 2. 国庫補助金は 226 万 9 千円の減額で、内訳としては、目 3. 民生費国庫補助金 30 万 5 千円を増額し、目 7. 衛生費国庫補助金 257 万 4 千円を減額するものでございます。

16 ページをお開き下さい。款 15. 県支出金は 1,270 万 7 千円の増額補正により、7 億 1,800 万円に改めるものでございます。項 1. 県負担金は、目 1. 民生費県負担金 835 万 1 千円の増額でございます。項 2. 県補助金は 435 万 6 千円の増額で、内訳としては、目 2. 民生費県補助金 176 万 5 千円を増額し、目 3. 衛生費県補助金 41 万 7 千円を減額し、目 8. 教育費県補助金 300 万 8 千円を増額するものでございます。

18 ページをお開き下さい。款 17. 寄附金は 1,410 万円の増額補正により、3 億 2,580 万円に改めるもので、項 1. 寄附金、目 1. 寄附金の増額でございます。

20 ページをお開き下さい。款 18. 繰入金金は 2,415 万 7 千円の増額補正により、6 億 5,185 万円に改めるものでございます。項 1. 繰入金金は、目 1. 繰入金 2,417 万 4 千円の増額でございます。項 2. 基金繰入金金は、目 13. 第 3 期健やか子ども基金繰入金 1 万 7 千円の減額でございます。

22 ページをお開き下さい。款 20. 諸収入は 295 万 2 千円の減額補正により、3 億 956 万 1 千円に改めるものでございます。項 2. 預金利子は、目 1. 預金利子 1 千円の増額でございます。項 4. 雑入は、目 4. 雑入 295 万 3 千円の減額でございます。

24 ページをお開き下さい。款 21. 町債は 1,380 万円の増額補正により、3 億 9,896 万 4 千円に改めるもので、項 1. 町債の増額でございます。内訳としては、目 3. 土木債 600 万円、目 5. 教育債 780 万円をそれぞれ増額するものでございます。



以上によりまして、歳入歳出の予算総額 95 億 8,380 万円に 1 億 2,070 万円を追加し、97 億 450 万円に改めようとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10. 議案第15号、令和5年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第2号）、議案第16号、令和5年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第2号）を提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットをお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

議案第15号及び議案第16号を一括して提案説明を申し上げます。

まず議案第15号、令和5年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第2号）についてでございます。

国1ページをお開き下さい。第1条は、既定の歳入歳出予算の総額 27 億 8,130 万円に、歳入歳出それぞれ 295 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 27 億 8,425 万円に改めようとするものでございます。

この度の補正のうち、歳出における主なものは、人件費と保険税還付金の増額であります。

一方、歳入における主なものは、繰入金の増額であります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明致します。

国12ページをお開き下さい。款1. 総務費は105万円の増額補正により5,699万2,000円に改めようとするものでございます。人件費の増額により、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費を105万円増額するものです。款6. 保健事業費は10万円の増額補正により、2,904万5,000円に改めようとするものでございます。人件費の増額により、項2. 目1. 保健事業費を10万円増額するものです。款9. 諸支出金は180万円の増額補正により、2,369万2,000円に改めようとするものでございます。国保税還付金の増額により、項1. 償還金及び還付加算金、目1. 一般被保険者保険税還付金を100万円。直営会計の予算の増額により、項2. 繰出金、目1. 直営診療所会計繰出金を80万円増額するものです。

次に、歳入についてご説明致します。

国10ページをお開き下さい。款4. 県支出金は10万円の増額補正により、20億4,800万6,000円に改めようとするものでございます。

歳出の保健事業費増額の財源として、項1. 県負担金、目1. 保険給付費等交付金を10万円増額するものです。款6. 繰入金は285万円の増額補正により、2億

2,234万1,000円に改めようとするものでございます。項1.他会計繰入金のうち、歳出の直営診療所会計繰出金の財源として、目1.一般会計繰入金を80万円、人件費及び保険税還付金の財源として、目2.職員給与費等繰入金を205万円増額するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ295万円の増額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億8,425万円に改めようとするものでございます。

次に議案第16号、令和5年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第2号）についてでございます。

直1ページをお開き下さい。第1条は、既定の歳入歳出予算の総額3,040万円に、歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,120万円に改めようとするものでございます。

この度の補正のうち、歳出における主なものは、人件費と修繕料の増額であります。

一方、歳入における主なものは、繰入金の増額であります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明致します。

直12ページをお開き下さい。款1.総務費は80万円の増額補正により、2,657万円に改めようとするものでございます。人件費50万円及び修繕料30万円の増額により、項1.施設管理費、目1.一般管理費を80万円増額するものです。

次に歳入についてご説明致します。

直10ページをお開き下さい。款3.繰入金は80万円の増額補正により、1,959万円に改めようとするものでございます。歳出の施設管理費の財源として、項1.他会計繰入金、目1.国保会計繰入金を80万円増額するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ80万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,120万円に改めようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第15号及び議案第16号を一括して提案説明をさせて頂きました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第11.議案第17号、令和5年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第3号）を議題と致します。

タブレットをお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷 君。

建設課長（三谷 勝則）

議案第17号、令和5年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

下1ページをご覧ください。第1条、既定の歳入歳出予算の総額11億1,150万円に、歳入歳出それぞれ5,100円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,660万円とするものでございます。

今回の補正予算のうち、歳出は総務費及び下水道費の増額補正でございます。

一方、歳入は繰入金の減額補正、町債の増額補正でございます。

次に第2条、地方債の補正につきましては、下4ページをお開き下さい。第2表、地方債の補正につきましては、限度額を3億240万円に改めるものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

下12ページをお開き下さい。歳出と致しましては、款1.総務費を450万円増額補正し。

議長（小川 保）

三谷 課長、ちょっとお待ち下さい。

建設課長（三谷 勝則）

申し訳ありません。ちょっと議案の方、内容が間違っておりましたので、ちょっと訂正をさせていただきます。

下1ページの補正額の歳入歳出それぞれの先ほど私の説明の中で、5,100円と説明しましたが、これちょっと議案書の方が間違っておりましたので、訂正をお願いしたいんですが。済みません、歳入歳出それぞれ510万円を追加し、歳入歳出それぞれ11億1,660万円とするものでございます。ということで訂正をさせていただきます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

下12ページをお開き下さい。歳出と致しましては、款1.総務費を450万円増額補正し、2億3,755万7,000円に改めるもので、これは主に項2.業務管理費の消費税等の増額によるものでございます。款2.下水道費を60万円増額補正し、2億6,649万3,000円に改めるもので、これは項1.下水道費の主に給料、職員手当等の増額によるものでございます。

続きまして、歳入につきまして説明を申し上げます。

下10ページをお開き下さい。款5.繰入金を490万円減額補正し、4億7,746万4,000円に改めるもので、これは項1.他会計繰入金の減額によるものでございます。款8.町債を1,000万円増額補正し、3億240万円に改めるもので、これは項1.町債の下水道事業債の増額によるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額11億1,150万円に510万円を増額し、11億1,660万円に改めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第17号、令和5年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第3号）の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第12. 議案第18号、令和5年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）を議題と致します。

タブレットをお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

議案第18号、令和5年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

介1ページをお開き下さい。今回の補正は、第1条において既定の歳入歳出予算の総額26億4,890万円に歳入歳出それぞれ410万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億5,300万円に改めようとするものでございます。

この度の補正のうち、歳出における主なものは、保険給付費の増額であります。一方、歳入における主なものは、保険給付費の増額に伴う交付金の増額であります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明致します。

介12ページをお開き下さい。款1. 総務費は30万円の増額補正により、6,329万3,000円に改めようとするものでございます。項1. 総務管理費は人件費の増額により、目1. 一般管理費を30万円増額するものです。款2. 保険給付費は490万円の増額補正により、22億4,176万4,000円に改めようとするものでございます。項2. 介護予防サービス等諸費のうち、目1. 介護予防サービス給付費を400万円、目5. 介護予防福祉用具購入費を40万円、項5. 介14ページをお開き下さい。目1. 高額医療合算介護サービス費を50万円増額するものです。款6. 基金積立金は110万円の減額補正により、7,544万円に改めようとするもので、項1. 基金積立金、目1. 介護保険財政調整基金積立金を110万円減額するものです。

次に、歳入についてご説明致します。介10ページをお開き下さい。款3. 国庫支出金は125万3,000円の増額補正により、5億7,181万6,000円に改めようとするものでございます。項1. 国庫負担金、目1. 介護給付費負担金を98万円。項2. 国庫補助金、目1. 調整交付金を27万3,000円増額するものです。款4. 支払基金交付金は132万2,000円の増額補正により、6億3,008万7,000円に改めようとするものでございます。項1. 支払基金交付金、目1. 介護給付費交付金を132万2,000円増額するものです。款5. 県支出金は61万3,000円の増額補正により、3億5,388万8,000円に改めようとするものでございます。項1. 県費負担金、目1. 介護給付費負担金を61万3,000円増額するものです。款8. 繰入金は91万2,000円の増額補正により、3億9,595万4,000円に改めようとするものでございます。項1. 一般会計繰入金のうち、目1. 介護給付費繰入金を61万2,000円。目4. その他一般会計繰入金を30万

円増額するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ410万円の増額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億5,300万円に改めようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第18号、令和5年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）の提案説明をさせて頂きました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第13. 議案第19号、町道路線の認定についてを議題と致します。

タブレットの準備をお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷 君。

建設課長（三谷 勝則）

議案第19号、町道路線の認定について、提案説明を申し上げます。

この度の町道認定につきましては、開発道路、県道からの移管及び河川改修に伴う道路整備の町道認定でございます。

1ページは、路線の一覧表を、2ページから5ページには、参考資料の路線箇所図でございます。

認定しようとする路線は6路線で、番号①から④の路線につきましては、開発行為により整備された道路、番号⑤は、県道丸亀詫間豊浜線（さぬき浜街道）、多度津西工区の供用開始に伴う県道からの移管による道路、番号⑥は、県の桜川改修工事による河川管理道路を町道認定しようとするものでございます。

それでは、各路線について説明を申し上げます。番号①の路線名は、町道438号線で、起点、大字南鴨字糺282番11地先から終点、大字南鴨字糺282番7地先までの延長66メートル、幅員6メートルです。番号②の路線名は、町道439の1号線で、起点、幸町271番1地先から終点、幸町271番16地先までの延長96.6メートル。幅員6メートルです。番号③の路線名は、町道439の2号線で、起点、幸町271番20地先から終点、幸町271番19地先までの延長29.2メートル、幅員6メートルです。番号④の路線名は、町道439の3号線で、起点、幸町271番24地先から終点、幸町271番23地先までの延長29.2メートル、幅員6メートルです。番号⑤の路線名は、町道440号線で、起点、大字西白方字宮ノ前82番1地先から終点、大字見立字浜田1316番1地先までの延長2,400メートル、幅員6.5から17メートルです。番号⑥の路線名は、町道441号線で、起点、京町511番2地先から終点、京町483番5地先までの延長235メートル、幅員4メートルです。

以上の内容のものを道路法第8条第2項の規定によりまして、町道路線認定について、議会の議決を求めるものです。

誠に簡単な説明でございますが、議案第19号、町道路線の認定についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第14. 議案第20号、香川縣市町総合事務組合格約の一部変更についてを議題と致します。

タブレットをお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長公室長、山内 君。

町長公室長（山内 剛）

議案第20号、香川縣市町総合事務組合格約の一部変更についての提案説明を申し上げます。

本改正は、財産区が一部事務組合の構成団体になることが出来ないことが判明したことにより、地方自治法上、適切なものとすべく、地方自治法第286条第1項に基づき協議があり、香川県総合事務組合格約の一部変更が必要であることから、同法第290条の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決を求めるものです。改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。第2条では、財産区を広域連合に改めております。

3ページをご覧ください。別表第1の財産区を削除しております。

4ページから5ページをご覧ください。別表第2の8の項の左の共同処理する事務の欄の7行目、「職員」を「職員（右欄に掲げる市町にある財産区の議会の議員その他非常勤の職員を含む）」に改め、同表の同項の財産区を削除しております。

5ページから6ページをご覧ください。別表第3の左端の欄、選挙区の5から8の項、11、12、14の項の財産区を削除するものです。

附則と致しまして、施行日を香川県知事の許可のあった日と定めております。

以上、簡単ではございますが、議案第20号、香川縣市町総合事務組合格約の一部変更についての提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第15. 第3回定例会から継続審査となっております議案第10号、令和4年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

はい。質疑ですが、構いませんか。質疑ですよ。委員長に対する質疑。

討論ではないんですか。委員長に対する質問ですか。もし、よろしければ討論の時にお願い出来たらと思いますが、大丈夫ですか。

議員（氏家 法雄）

質疑になりますので。

議長（小川 保）

はい、じゃあ質疑と認めます。氏家 議員。

議員（氏家 法雄）

9月の定例会では、本議案については、私1人が認定ということで。

議長（小川 保）

氏家 議員、恐れ入ります。質問でございますので、質問席にお願い致します。こちら。

議員（氏家 法雄）

では、質疑させていただきます。9月の定例会では本議案については、私1人認定という結果になりまして、同議案をめぐっては、動議まで発動される形で継続審議となった経緯があります。

こちらは議案に対して疑義があるため、継続審議になったと理解しておりますが、今回、継続審議の委員会では認定という結果になられたんですが、概要として、どのような経緯で認定に至ったのか、伺えませんかでしょうか。よろしくお願ひします。

議長（小川 保）

ただ今の氏家 議員についての質問でございますが、残念ながら氏家 議員も総務教育常任委員会の委員として出席され、認定するという方向で、挙手を挙げておりますのを私、視認を致しております。従って質問についての回答は「なし」ということに致します。

次に、他に質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

はい。これをもって質疑を終結致します。

これより討論に入ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

はい。ちょっとお待ち下さいね。本案に対する委員長報告は認定でございます。まず、原案に反対者の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

はい、尾崎 議員。

議員（尾崎 忠義）

14番、尾崎 忠義でございます。

私は、令和5年9月の多度津町議会第3回定例会におきまして、議案第10号、令和4年度の多度津町一般会計の歳入歳出決算認定について、次の点で反対討論を致しました。

しかしながら、継続審議となり、この定例会が第4回の冒頭になった訳でございますのですが、この点についても反対討論をしたいと思っております。

その内容は、款1. 議会費が、香川人権研究所団体会費が2万円。款3. 民生費が、人権同和施策事業費として1,061万1,837円のうち、部落解放人権政策確立要求国民運動実行委員会委託料95万円、部落解放同盟香川県連合会負担金50万円、人権同和関係外郭組織及び各研修会負担金62万6,300円、計207万6,300円でございます。また、款10. 教育費が、人権同和教育事業費として112万326円のうち、香川人権研究所会費負担金が2万円。補助金が15万円、町内幼・小・中学校人権同和教育研究会補助金が15万円、計32万円であります。このため、総合計が241万6,300円が決算をされておる訳であります。従いまして、議案第10号、令和4年度の多度津町一般会計歳入歳出決算の総計241万6,300円の人権同和施策事業費は、今、異常な物価高騰の中での教育費の負担増や町民の生活困窮に苦しむ人々のために1. 町の子育て支援、応援で子育て世代の負担軽減、2. 加齢に伴う難聴者支援としての補聴器助成制度の創設、3. 脱炭素社会を目指し、気候変動対策としての町民の交通権、移動権を守るためにも町の循環型交通体系の早急な策定、実施をし、多度津町の良好な交通アクセスを生かすことなどに町民への税金を使うべきであり、子ども、若者、お年寄り、自営業者、農業、漁業者、中小企業や商店、学校、医院、病院など幅広い階層の町民の方々が安心して、伸び伸びと暮らしを支える取組のためにも改善すべき点があるので、決算認定には反対を致します。以上。

議長（小川 保）

はい、他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

はい。ないようですので、これをもって討論を終結致します。

これより、継続となっております議案第10号についてを採決致します。

本案を認定することに賛成の方のご起立を求めます。

起立多数

議長（小川 保）

はい。賛成者多数ということで、起立多数と認めますので、本案は原案のとおり認定することに決定致しました。

はい、ここでお諮り致します。



提案理由の説明がなされました議案をより慎重審議を期するため、多度津町議会  
会議規則第39条第1項の規定により、議案第1号及び第19号の2議案を建設産業  
民生常任委員会、議案第2号から第18号まで、及び議案第20号の18議案を総務教  
育常任委員会に付託の上、審査致したいと思いますが、これにご異議ありません  
か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川 保)

はい。ご異議なしと認めます。

よって、20議案を会期中の総務教育常任委員会及び建設産業民生常任委員会に付  
託の上、審査することに決定を致します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了致しました。

これにて散会を致します。

一同、ご起立をお願い致します。礼。

有難うございました。ご散会下さい。

散会 午前11時25分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため  
ここに署名捺印する。

令和 5 年 12 月 6 日  
第 4 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記